

2008年12月1日

第58号

発行：日本臨床検査技師連盟
発行人：小嶋繁昭

日本臨床検査技師連盟ニュース

◆◆◆ 連 盟 ◆◆◆

今号の主な内容

- ◆ 連盟規約の見直し
- ◆ 療養介護士の創設
- ◆ 税制調査会
- ◆ 診療科従事条件 他

日本臨床検査連盟規約の見直し！

日本臨床検査技師連盟会長は、日本臨床検査技師連盟運営規約第8条により、(社)日本臨床衛生検査技師会会長が勤めることとなっている。これについては、従来から厚生労働省の「連盟会長と公益社団法人会長との兼務解消」の指導もあった。同省によると、現在、日本医師会をはじめとする所管医療関連団体会長と連盟会長の兼務は無く、「目立つ存在」ともいう。これは、公益法人改革による公益認定にも大きく影響するものであり、会長以下の役員にも少なからず何らかの影響を与えそうだ。しかし、同連盟は(社)日本臨床衛生検査技師会との強力な連携を必要とすることはいうまでもなく、今後、論議を呼びそうだ。

これを受けて、平成20年11月8日開催の常任委員会で、連盟規約の見直しとともに「会長兼務解消」に向けての審議が行われ「解消」の方向で了承された。これにより、次回連絡責任者会議において「規約改正」の承認を受け、新しい会長が選任される運びとなる。なお、会長をはじめとする連盟役員に関わる規約(条文)は以下のとおり。

<参考> 日本臨床検査技師連盟運営規約(関係分抜粋)

(会長)

第8条 この連盟の会長は、日臨技会長をもってこれにあてる。ただし、日臨技会長がこの任にあたるができない場合は、日臨技副会長をこれにあてるものとする。

2 会長は、この連盟を代表し会務を総括する。

(副会長)

第9条 この連盟の副会長は、日臨技副会長をもってこれにあてる。ただし、日臨技副会長がこの任にあたるができない場合は、この連盟の会員である日臨技理事をもってこれにあてる。

2 副会長は、会長を補佐するほか、会長に事故があるときは会長の職務を代行する。

(常任委員)

第10条 この連盟の常任委員は、この連盟の会員の中から選任し、常任委員会の承認を経て会長が委嘱する。

2 常任委員は、この連盟の業務を分担し常時これを掌理する。

(規約の改正)

第22条 この規約は、連絡責任者会議の議決を経なければ改正することができない。

療養介護士の創設なるか！・・・医療行為で議論

厚生労働省は、「安心と希望の介護ビジョン(案)」のたたき台を提示したが、その中には新しく「介護療養士」なる職種の創設が盛り込まれた。この介護療養士は診療においては、医療行為とされてきた経管栄養や喀痰吸引を行うことが想定されている。老健局総務課長によると、「介護職にも一定の医療行為をみとめれば、介護の現場における看護師不足解消にもつながる」としている。現在、介護に関しては「介護福祉士」があるが、それに加え介護の質の向上、更に、医療と介護の連携につなぎ目をなくするというものとしているが、すでにこの医療行為に関して“あまりにも唐突で違和感がある”、“将来的な方向性としては必要”などの賛否両論の論議がされている。

現在、リハビリテーション領域においても理学療法士などには喀痰吸引の実施は、法的措置はなく周囲への影響も懸念されるところである。ただ、血圧測定は介護領域において無資格者である家族が行うことを容認、すなわち「医療行為」からはずすことを医師会も了承した経緯があり、介護領域にとどまらず診療領域、更に検診領域も含めた抜本的検討も必要であろう。

視能訓練士は、矯正訓練又は検査として<散瞳薬使用、眼底写真撮影、網膜電図、眼球電図、眼振電図、視覚誘発脳波>が法的に認められている。また、臨床工学技士は、生命維持管理装置の操作として<身体への血液・気体又は薬剤の注入、身体からの血液又は気体の抜き取り(採血含む)身体への電氣的刺激の負荷>が規定されている。臨床検査技師が「いわゆる医療行為」により、規制されている検査領域においてもかくのごとくである。臨床検査技師も眼底写真撮影が可能であるが、散瞳薬使用は認められていない等など・・・。

すでに、法改正もなり、生理検査の省令委任について厚生労働省との詰め作業が必要であるが、この「医療行為」を前提とした折衝が必要であり、日本医師会との調整も重要なポイントとなる。

「中期プログラム」が焦点

税制調査会 税制改正大綱 安心な社会保障制度を

自由民主党税制調査会(会長・津島雄二衆議院議員)は11月11日、総会を開き、平成21年度税制改正大綱に向けた議論を開始した。今年、麻生太郎総理が控除可能額を過去最大規模にするよう指示した住宅ローン減税をはじめ、軽減税率や欠損金の繰り戻し還付にかかわる中小企業対策税制など、さきの追加的経済対策「生活対策」に盛り込んだ各課題を中心に作業を進める。

その中でも、道路特定財源の一般財源化の具体化や、消費税を含む税制抜本改革の道筋となる「中期プログラム」づくりが焦点だ。津島会長は、厳しい財政状況と今後も増えていく社会保障負担に触れながら、「中期的にもしっかりと考え方を示し、国民の間に協調精神が出てくるよう、お互いに社会保障制度を支えて安心を手にするものを目指さなければならない」と述べ、国民の理解を大前提として抜本改革を目指す姿勢を強調した。

税調は13日から小委員会による各論の検討に入った。このまま議論を本格化させ、12月中旬をめどに改正大綱をまとめる。

—自由民主第2347号より

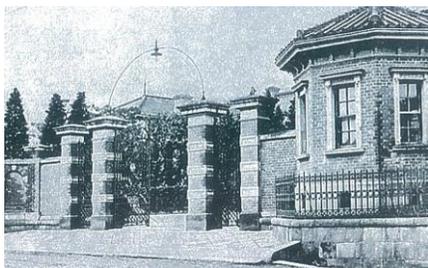
「給与・待遇」が診療科従事の必要条件

全国医学部長病院長会議と臨床研修協議会が共同で行ったアンケートによると、医師不足の診療科に従事するための条件を医学生に聞いた結果「給与・待遇がよい」が65.0%、「十分な事前研修が受けられる」が48.7%、「訴訟が少ない」が43.9%、「自由時間が多い」が40.8%...となった。これは、医学部6年生、初期臨床研修医、初期研修終了医、指導医を対象としたもの。

本年度の人事院勧告では、国家公務員の月給と期末勤勉手当を据え置き、国医療機関で働く医師の手当て増額が盛り込まれているが、すでに閣議決定された。医師の増額については、高度専門医療センターなどの医師確保が目的とされるが、勤務医対象の初任給調整手当てで年間約127万円の引き上げとある。また、所定の勤務時間を15分間短縮し、1日8時間から7時間45分間とするとしている。

開業看護師を育てる会 発足

訪問看護ステーション開業支援の「開業看護師を育てる会」の設立総会シンポジウムを16日開催した。訪問看護師1人でも開業できるよう制度改正を促すのが狙いで、今後は潜在看護師に対する技術研修や再教育を行いたいもようだ。将来的には「日本開業看護師会」として法人格を取得する方針としている。



永田町今昔物語

⇐ 明治中頃の“清国公使館”
現在の総理官邸の場所

公使館の跡地には、昭和4年に総理官邸が移転。平成14年に新官邸が完成 ⇒



平成 20 年 日本臨床検査技師連盟費の推移

技師会	11月	12月	1月～9月分	
			納入口数	納入者数
1 北海道	0	0	94	90
2 青森県	1	0	10	10
3 岩手県	0	0	14	14
4 宮城県	0	0	72	68
5 秋田県	0	0	26	26
6 山形県	0	0	18	14
7 福島県	0	0	39	38
8 茨城県	0	0	109	105
9 栃木県	0	0	147	145
10 群馬県	0	0	25	22
11 埼玉県	0	0	182	147
12 千葉県	0	0	9	2
13 東京都	0	0	94	81
14 神奈川県	0	0	36	32
15 新潟県	0	0	80	80
16 富山県	0	0	33	33
17 石川県	0	0	185	178
18 福井県	0	0	4	4
19 山梨県	2	0	24	20
20 長野県	0	0	52	47
21 岐阜県	0	0	14	10
22 静岡県	0	0	19	19
23 愛知県	0	0	67	63
24 三重県	0	0	27	25
25 滋賀県	0	0	8	8
26 京都府	0	0	24	20
27 大阪府	0	0	91	83
28 兵庫県	0	0	48	40
29 奈良県	0	0	91	91
30 和歌山県	0	0	74	70
31 鳥取県	0	0	46	45
32 島根県	0	0	61	57
33 岡山県	0	0	160	150
34 広島県	1	0	196	196
35 山口県	0	0	138	136
36 徳島県	0	0	51	51
37 香川県	0	0	31	30
38 愛媛県	0	0	112	102
39 高知県	0	0	58	56
40 福岡県	0	0	427	405
41 佐賀県	0	0	40	36
42 長崎県	3	0	178	166
43 熊本県	0	0	199	146
44 大分県	0	0	25	25
45 宮崎県	0	0	14	14
46 鹿児島県	0	0	56	53
47 沖縄県	1	0	46	46
合計	8	0	3,561	3,554